

3 福体協第 2 8 5 号
令和 4 年 2 月 2 日

加盟団体の長 様

公益財団法人福島県体育協会長
(公 印 省 略)

感染急増時における濃厚接触者の対応について (通知)

このことについて、厚生労働省、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部より、待機期間の短縮の通知がありましたので、お知らせします。(別紙参照)

つきましては、各団体におかれましても、下記のとおり対応いただき、万全な感染防止対策に努めてくださるよう引き続きよろしくお願ひします。

記

1 厚生労働省通知による改正内容

- (1) 濃厚接触者の待機期間を最終曝露日から原則 7 日間とし、8 日目に解除
- (2) 社会機能維持者である濃厚接触者は、4 日目及び 5 日目に抗原定性検査キットを用いた自費検査で陰性確認後、5 日目から解除が可能
- (3) 無症状患者の療養解除基準について、検体採取日から 7 日間を経過した場合には、8 日目に療養解除を可能とする
- (4) 上記 (1) (3) の場合であっても、10 日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求める

2 改正に伴う本件の対応

令和 4 年 1 月 2 8 日付け 3 健第 1 1 7 5 3 号「感染急増時における濃厚接触者等の対応について」の通知内容について、今回の改正を反映し県庁ホームページに掲載しておりますので、御参照願ひします。

○福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト

「新型コロナウイルスに感染した時の対応について (感染急増時)」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



事務担当 競技スポーツ係 電話 0 2 4—5 2 1—7 8 9 6)